

「ショートステイ サンヴェール尾張旭」
併設型ユニット型短期入所生活介護

重要事項説明書

〒488-0047

尾張旭市南栄町黒石48番1

0561-52-2992

「ショートステイ」

重要事項説明書

社会福祉法人 墨友会
理事長 岩田 一司

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護（併設型ユニット型短期入所生活介護）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆ ★ 目 次 ★ ☆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 身元引受人
7. 苦情の受付について
8. 事業所利用の留意事項
9. 損害賠償

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 墨友会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県大垣市東町4丁目43-2 |
| (3) 電話番号 | 0584-77-7010 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 岩田 一司 |
| (5) 設立年月日 | 平成14年7月10日 |

2. 事業者の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所
(併設型ユニット型短期入所生活介護)
平成20年7月1日 愛知県 2374501092 号
*当事業所は特別養護老人ホームサンヴェール
尾張旭に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | このサービスの利用により、在宅で介護を受けていた要介護高齢者が日常生活動作を維持したり、気分転換を進めたりする効果があります。また、介護者に対しては介護負担を軽くし、一時的に休養を与えたりすることになります。家族の急な疾病や冠婚葬祭などの緊急事態に際しても対応可能となります。このように、要介護者本人や家族の生活を安定させ、在宅での介護を支援する役割があります。 |
| (3) 事業所の名称 | ショートステイ サンヴェール尾張旭 |
| (4) 事業所の所在地 | 愛知県尾張旭市南栄町黒石48番1 |
| (5) 電話番号 | 0561-52-2992 |
| (6) 施設長 | 橋本 千尋 |
| (7) 運営方針 | 多様な生活空間を確保した新しい居住環境を重視し
明るく家庭的な雰囲気の中で仲間意識を育て、質の高い生活支援を継続することを方針とします。 |
| (8) 開設年月日 | 平成20年7月1日 |
| (9) 利用定員 | 20名 |

3. 居室の概要（※1）

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用者の心身の状態や居室の空き状況を考慮し、居室を決めさせていただきます。また、利用中ご利用者の心身の状況等により居室を変更する場合がありますが、その場合は利用者、契約者等と協議の上決定します。なお、間取り・日当たり等が各居室によって異なりますが、特別な理由がない限り居室の希望及び変更には応じられません。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型・個室	100室	個室 …居室面積 13.20 m ² 以上 ※短期入所生活介護事業（ショートステイ）
食堂兼居間	10室	高齢者対応型システムキッチン設置
機能訓練室	1室	デイサービスセンターと兼用
浴室	5室	一般浴・車椅子浴・機械浴完備
医務室	1室	3階に設置

※上記は厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、特別にご負担いただく必要はありません。

※居室に関する特記事項 トイレの場所：居室外

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を必要数配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	配置人数	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	52名	40名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	8名	3. 1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師（嘱託医）	2名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

※職員の配置状況については、介護・看護職員が利用者3名に対して1名以上の基準で配置しています。

※上記の職員配置数は、指定介護老人福祉施設の職員配置数も含んでいます。

<主な職員の勤務体制> (※2)

職 種	勤務体制
1. 医師	内科・精神科 嘱託（特養）
2. 介護職員	標準的な時間における最低配置人員 日勤帯 7：00～21：00 20名以上 夜勤帯 21：00～7：00 5名
3. 看護職員	日勤帯 7：30～16：30 1名以上 10：00～19：00 1名以上
4. 機能訓練職員	8：30～17：30 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間） 朝食7：30 昼食12：00 夕食17：30

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- 御利用者の身体状況により一般浴・車椅子浴・機械浴で入浴して頂きます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理 (※3)

- ・看護職員が、健康管理を行います。
- ・ショートステイご利用中に病院受診の必要性があると判断した場合は、速やかにご家族または緊急連絡先に連絡いたします。原則として主治医等への送迎はご家族にて行って頂くようお願い致します
- ・症状によりショートステイのご利用を中止させていただく場合がありますのでご了承ください。

⑤ 送迎サービス（実施地域：尾張旭市・瀬戸市・長久手市・日進市・守山区・千種区・名東区）※その他地域は要相談

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
- ※年末年始は、施設送迎サービスは行っておりません。ご家族様等で対応していただくようお願い致します。また、上記以外の日程でご利用者様の人数や地域性等を考慮して、対応ができない場合はご家族様等での送迎をお願いする場合があります。天候など不可抗力により送迎できない場合がありますのでご了承ください。

<サービス料金（1単位：10.33円）>

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担分）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。（サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

ご利用者の要介護度とサービス料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	529	656	704	772	847	918	987
機能訓練体制加算	12						
看護体制加算Ⅰ	X		4				
看護体制加算Ⅱ			8				
夜勤職員配置加算Ⅱ			18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22						
介護職員処遇改善加算Ⅰ	79	97	108	117	128	137	147
サービス利用金額（円）	6,632円	8,130円	9,049円	9,844円	10,733円	11,559円	12,375円
介護保険自己負担額1割負担（円）	663円	813円	905円	984円	1,073円	1,156円	1,238円
介護保険自己負担額2割負担（円）	1,326円	1,626円	1,810円	1,969円	2,147円	2,312円	2,475円
介護保険自己負担額3割負担（円）	1,990円	2,439円	2,715円	2,953円	3,220円	3,468円	3,713円
食事に係る標準負担額	1,445（負担限度額認定者はその認定額）						
滞在費（水光熱費含む）	2,066（負担限度額認定者はその認定額）						
サービス利用に係る自己負担額（1割）	4,174円	4,324円	4,416円	4,495円	4,584円	4,667円	4,749円
サービス利用に係る自己負担額（2割）	4,837円	5,137円	5,321円	5,480円	5,658円	5,823円	5,986円
サービス利用に係る自己負担額（3割）	5,501円	5,950円	6,226円	6,464円	6,731円	6,979円	7,224円
療養食加算	8（実施した場合のみ1食につき加算）						
緊急短期入居受入加算	90（実施した場合のみ加算・最大14日）						
認知症利用者受入加算	120（対象者のみ加算）						
送迎加算	184（片道・実施した場合のみ加算）						
長期利用減算	利用日数により-30単位以上						

前記金額は1日あたりの料金です。ただし、滞在費・食費について、介護保険の負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。負担限度額の認定を受けられた方は負担限度額認定証をお持ちください。

- * 介護職員処遇改善加算は、実際の算出は、月の総合計単位数の14.0%となります。
- * この料金表は、1日当たりの目安となります。実際は、1か月単位での計算となります。小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。体制に関する加算は、施設の体制によって変更する場合があります。
- * ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者又はご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した、「サービス提供証明書」を交付します。
- * 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。(注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記)

(2) 介護保険の給付対象にならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

○滞在費(水光熱費含む) 全室(ユニット型個室) …2,066円

※介護保険負担限度額認定者

第1段階…880円 第2段階…880円 第3段階…1,370円

○食費

朝	395
昼	650
夕	400
1日合計	1,445

※ 介護保険負担限度額認定者

第1段階 … 300円

第2段階 … 600円

第3段階① … 1000円

第3段階② … 1300円

○テレビレンタル

- ・ご希望により、居室内にテレビを設置させていただきます。 90円/日

○特別な食事(実費相当額)

- ・行事等の際などの特別な食事代金(通常の食事代に追加100円)
- ・特別に希望する酒類および飲み物類、喫茶での飲食代(実費相当額)
- ・施設の献立以外に提供する食事代など(実費相当額)

○実施地域を超えた送迎

- ・通常の送迎実施地域(尾張旭市・瀬戸市・長久手市・日進市・守山区・千種区・名東区)以外の送迎サービスは、実施地域を超え1キロメートルにつき100円(+消費税)の交通費をご負担いただきます。

○貴重品の管理

- ・ご利用者、ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。 ※貴重品はできる限りお持込みはご遠慮ください。

管理する金銭の形態・・・現金・預金通帳

お預かりするもの・・・現金・鍵・預金通帳・各保険証・印鑑等

保管管理責任者・・・管理者

利用料金・・・1日につき50円

○理美容サービス

- ・当事業所の理髪店をご利用いただけます。

利用料金：カット1,500円 カット＋フェイシャル1,800円、カラーのみ4,000円

シャンプーカット2,300円 パーマ（カット込）6,500円

○レクリエーション・クラブ活動

- ・ご利用者やご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（参加費：材料代の実費をいただきます。）

○複写物の交付

- ・ご利用者やご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 1枚につき20円

○日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担して頂く事が適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
- ・おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前の変更の内容と変更する事由について、1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ① 前記(1)(2)の料金・費用は、サービス終了後にご利用期間分の合計金額を計算し利用明細請求書を指定いただいた住所へ郵送します。
- ② 支払方法は、当事業所指定の金融機関の預貯金通帳から毎月28日（銀行休業日は翌営業日）に口座自動引落としさせていただきます。（口座自動引落としに必要な手数料は当事業所が負担します。）

(4) 利用の中止・変更・追加

- ・利用期間の前に、ご利用者、契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用の中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者、契約者に提示して協議します。
- ・ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができますその場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 利用中の医療の提供について

緊急に医療を必要とする場合は、ご利用者、ご契約者の希望により、次の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(ただし、次の医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、次の医療機関での診察・入院治療を義務付けるものではありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号
旭労災病院	尾張旭市平子町北 61	0 5 6 1 - 5 4 - 3 1 3 1

6. 身元引受人

事業所は、利用者に対し、契約時に身元引受人の指定を求めます。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。(契約書参照)

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 生活相談員 金子 健士
電話番号 0 5 6 1 - 5 2 - 2 9 9 2
受付時間 平日 1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2) その他の苦情受付機関

苦情受付機関	電話番号
国民健康保険団体連合会 (苦情調査係)	0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5
尾張旭市役所 (長寿課)	0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 4 3
瀬戸市役所 (高齢者福祉課)	0 5 6 1 - 8 8 - 2 6 2 1
長久手市役所 (福祉部 長寿課)	0 5 6 1 - 5 6 - 0 6 3 1
日進市役所 (福祉課)	0 5 6 1 - 7 3 - 1 5 1 9
名古屋市守山区役所 (福祉課)	0 5 2 - 7 9 6 - 4 6 0 5
名古屋市千種区役所 (福祉課)	0 5 2 - 7 5 3 - 1 8 3 4
名古屋市名東区役所 (福祉課)	0 5 2 - 7 7 8 - 3 0 0 9
愛知県運営適正化委員会 (愛知県社会福祉協議会に設置)	0 5 2 - 2 1 2 - 5 5 1 5

8. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

- (1) 受付に御意見箱を設置しております。ご意見・苦情等がありましたら備え付けの用紙に記入いただき、お入れください。
- (2) ご利用者様、ご家族様アンケートを随時実施しております。
- (3) 第三者による評価は実施しておりません。

9. 事業所利用の留意事項

(1) 持込みの制限

利用者が自由に使えるスペースに限りがありますので、職員にご相談ください。特に、飲食物につきましては衛生管理上の為、あらかじめ職員にご相談ください。原則としてなま物の持ち込みはご遠慮下さい。

(2) 面会時間について

面会時間は9：00から19：00までとしますが、ご事情がある方については、事前にご相談ください。

(3) ショートステイ入所・退所受付について（※1）

当ショートステイの入所・退所受付時間は
入所の方 9：00～16：00まで
退所の方 9：00～19：00となっております。

(4) 施設送迎について

当施設の送迎可能時間帯は8：30～16：00（施設出発時間）但し天候や地域により異なりますのでお時間の希望がある方はお早めにお申し出ください。
※入退居の時間・送迎時間について事前にお電話等にて確認させていただきます。

(5) 外出・外泊

ご利用期間中外出・外泊される方は、事前にお申し出下さい。

(6) 食事

利用キャンセルを含め、翌日の食事（朝・昼・おやつ・夕）3食又はいずれかがの不要な場合は、前日17時までにお申し出ください。17時以降の申し出の場合、食費は実費負担となりますので御了承ください。

(7) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(8) 喫煙

施設内では喫煙はできません。

10. 損害賠償

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

11. カスタマーハラスメントについて

当施設職員に対する契約者、または家族による以下のような社会的相当性を逸脱する行為はご遠慮ください。なお、該当行為があったと当施設が判断した場合、サービスの提供拒否の正当な理由としてご利用をお断りさせていただく場合があります。

さらに、当施設が悪質と判断した場合には、警察・行政・弁護士等に連絡の上、適切な対処をさせていただきます。

(1) 理不尽・過度な要求

- ①同じ要望やクレームの過剰な繰り返しによる長時間の拘束行為
- ②制度上若しくは人員配置上、出来ないことに対し理解を示さずごねる行為

(2) 大声で怒鳴る、激怒して呼びつける、脅迫・強要・威嚇行為

- ①わずかな不満にでも、訴訟を起こすと脅かす
- ②何かあるとすぐに「上の者を出せ」という

(3) 合理的な理由のない当施設への謝罪文や謝罪・処罰の要求

(4) SNSやインターネット上での誹謗中傷

(5) 職員個人への攻撃または侮辱・人格を否定する発言

(6) 職員のプライバシーを侵害する行為

(7) 不快感を感じさせる職員への性的言動

以上の内容を証するため本通2通を作成し、説明者及び契約者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

「ショートステイ サンヴェール尾張旭」

【説明者】 職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

【利用される方】

住所

氏名

印

電話番号

【署名代理人】

住所

氏名

印

(続柄

)

電話番号

※1

次の居室の準備等があるため、夕食後などで退居時間が遅い場合は、15時を限度として居室を引き渡していただく場合があります。その際はリビングもしくは居室に変わる場所を提供させていただくものとします。

ご家族様のお迎えの場合は17時までの退居をお願い致します。

※2

当ショートステイでは介護職員は24時間いますが、各ご利用者様に1対1でお付き添いしていることはございません。日中はユニットの10名様に対して職員が1人の時間帯もあれば、10名様に対して職員が2人以上いる時間帯もありますが、夜間帯は20名様に対して職員1名で行っております。したがって、当然目が届かないことがあります。その時にリスク（例えば転倒・転落・異食など）が起こりうる可能性はゼロではありません。これは残念ながらこの施設でも起こりうることです。リスクが起こりうる体制で行っていることをご承知いただいた上でのご利用をお願い致します。

※3

ショートステイはあくまで「生活の場」「ご自宅の生活の延長」であって、「病院」ではありません。医療的に何かが必要になってくるとご家族様に受診の依頼をしたり、ショートステイのご利用を中止、つまりお帰りいただく場合があります。例えば、38℃以上の高熱が出た場合や、血圧の異常な上昇や下降、お怪我をされた場合などが該当してきます。

また、インフルエンザやノロウイルスなど、発熱・下痢・嘔吐などの症状がある方は症状が治まってからも、数日はご利用できません。

上記のように、ご家族様で対応していただく場合がありますので、ショートステイご利用時は必ず対応していただけるご家族様等が必要となります。すべて施設側で行うことは不可能ですので、このことをご承知いただいた上でのご利用をお願い致します。

※4

貴重品とは、ご自宅等の鍵を含みます。

なお、長期に渡ってご利用の方は、貴重品管理費を1日50円、最大でも300円までとします。